関係自治体による取組施策実施内容の報告

## 目 次

岡崎市	2
刈谷市	4
豊田市	6
	8
西尾市	10
高浜市	13
	14
みよし市	16
東郷町	18
東浦町	19
幸田町	20

## ○市町村による取組施策実施内容<岡崎市>

### ■危機管理型水位計及び河川監視カメラの設置



#### ●浸水被害状況(保母町)



#### 取組効果

機器を設置することで、鉢地川の水位情報を把握することができ、適正なタイミングで住民に避難情報を提供することが可能となる。

またHPへの公開により、住民自体の自主避難行動に結びつくことが期待される。(R6.3 設置完了)

### ■要配慮者利用施設避難確保計画に関する説明会



要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等 【水防法第15条1項四号ロ】 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの 市が要配慮者利用施設を指定 →市町村地域防災計画への名称、所在地の記載 【水防法第15条2項】 市が洪水予報等を伝達(義務) 「市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設 →施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める 【水防法第15条の3 1、5及び6項】 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う 施設が避難確保計画の作成 (養務) ・遊戲確保計画の作成(義務) ・<u>訓練の実施(義務)</u> ・自衛水防組織の設置(努力義務) 施設が訓練を実施・報告(義務) 【水防法第15条の3 2項及び7項】 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>以下の義務を負う</u> 施設が市へ報告(義務) ・超難確保計画の市町村への報告 ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告 【水防法第15条の3 3項】 市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる ・塩投の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示 ・指示に変わなかったと告には、その首の企業 市が施設に対し指示と公表可能



• 実施場所: 岡崎市役所

・実施日:R5.10.13 含む全4回

・参加者:要配慮者利用施設の所管課・管理者等

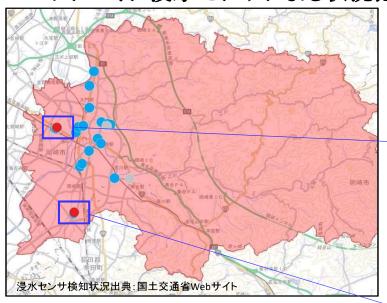
#### 取組効果

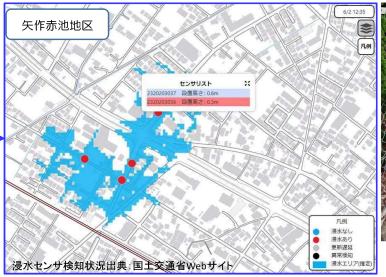
各要配慮者利用施設の所管課及び管理者に対して、課せられた役割や責務についての意識の醸成が図れた。

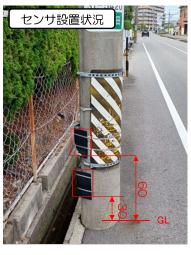
説明会用資料(抜粋)

## ○令和5年6月2日の大雨での取組内容<岡崎市>

### ■ワンコイン浸水センサによる状況把握







- ・実施場所:12地区 25箇所 52個設置
- ■ワンコイン浸水センサによる状況握 浸水の危険性がある箇所にワンコイン 浸水センサを多数設置。

6/2の大雨時に、矢作地区と福岡地区 でリアルタイムで浸水状況を把握するこ とができました。





## ○市町村による取組施策実施内容<刈谷市>

### ■防災講演会の開催

## 〇概要

個人や家庭での災害への備えを啓発する講演会を 開催することにより、防災教育の推進を図るもの。 東日本大震災の発生を受け、市民の意識高揚の重要 性が高まり、平成23年度から開催。

### 〇申込者数

※R2~4コロナ感染拡大のため会場定員100人

	R2	R3	R4	R5
会場	100人	100人	100人	202人
アーカイブ	_	70人	101人	140人
計	100人	170人	201人	342人

(令和5年12月28日時点)



#### 講演会申込者增加理由

新型コロナウイルス流行に伴い、令和3年度から会場開催に加えアーカイブ配信を開始した。 アーカイブ配信により、時間帯を問わず視聴することが可能となり、幅広い世代の参加が増加した。

## ○令和5年6月2日の大雨での取組内容<刈谷市>

#### 台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨における水防活動

- ・刈谷市消防団は、令和5年6月2日の台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨に際し、延べ21分団156名が出動した。
- ・市内では、1時間雨量25mmを超える豪雨により河川が増水した。
- ・各地で内水により道路冠水等の被害を受ける危険な状況の中、河川巡視や住民の避難誘導等を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
6 / 2 約 7 時間	156名	ー ・避難誘導、河川巡視 ・



①発杭川(東境町) 河川巡視



③発杭川(泉田町) 河川巡視



③今川地区の浸水被害 警戒巡視



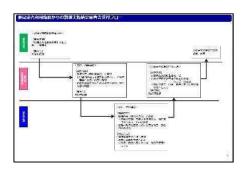
④逢妻川(高津波町) 河川巡視



## ○市町村による取組施策実施内容<豊田市>

■要配慮者施設の訓練実施支援





訓練実施報告書

訓練実施結果報告書受付フロー

## ■マイ・タイムラインの作成支援

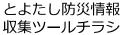




- · 実施場所: 豊田市立中金中学校
- ・実施日:令和5年11月2日
- ・参加者:全校生徒 52人、
  - ※大学生が講師として防災教育実施
- · 実施場所: 豊田市立元城小学校
- ・実施日:令和5年11月9日
- ・参加者:4年生 合計46人
- ※大学生が講師として防災教育実施
- · 実施場所: 豊田市立高嶺小学校
- ・実施日:令和5年12月7日
- ·参加者:5年生 合計114人
  - ※大学生が講師として防災教育実施

■防災行政無線、防災ラジオ、緊急メール とよた等を利用しての避難情報の発信







#### ■要配慮者施設の訓練実施支援

- ・訓練実施報告書の作成及び報告書の受付フローを設定することで訓練状況の把握を実施している。
- ・訓練実施に併せて出前講座を実施している
- ■防災行政無線、防災ラジオ、緊急メールとよた 等を利用しての避難情報の発信
  - ・情報伝達の多角化を図ることにより逃げ遅れゼロを目指す。
- ■マイ・タイムラインの作成支援
  - ・愛知工業大学との連携により、大学生が小中学生の講師として防災教育(マイ・タイムライン作成支援)を実施。
  - ・風水害発生時の「逃げ遅れゼロ」を実現するため、小学校でで5件、482人にマイ・タイムラインの作成支援を実施。

## ○令和5年6月2日の大雨での取組内容<豊田市>

## ■specteeによる被害状況把握



### 出展)豊田市 spectee

·期間:令和5年6月1日~

### ■specteeによる状況把握

大雨時にSNSから災害情報等に関連する投稿を抽出し、リアルタイムで浸水状況を把握し、情報共有することができた。

## ○市町村による取組施策実施内容<安城市>

## ■手作りハザードマップ作成支援



手作りハザードマップについて説明





危険箇所を歩いて確認



歩いて確認した内容をマップに記してその内容を発表

・実施場所:町内会事務所(市内7地区) ・実施時期:令和5年7月~令和6年3月

・参加者 : 各地区の住民

避難のタイミングや自宅周辺の安全な避難ルートを知り、早期 避難の判断と行動に役立てるため、手作りハザードマップの作 成を支援した。

## ■浸水深表示整備事業

・整備内容:浸水深表示及び洪水標識



整備施設(福祉センター)



整備施設(公民館)

・整備場所:浸水区域に位置する

公共施設(18施設)

・整備時期:令和5年7月~10月



整備施設(小学校)



洪水標識

浸水区域に位置する18箇所の公 共施設(小中学校、公民館、福祉センター、保育園)に浸水深表示を整備した。

## ○令和5年6月2日の大雨での取組内容<安城市>

### ■水田貯留の整備





水路流量調整方式

• 整備箇所: 安城市安城町

### ■雨水ポンプ場の整備



宮前ポンプ場の整備

·整備箇所:安城市安城町

### ■調整池の整備



明治本町調整池

·整備箇所:安城市明治本町

#### ■水田貯留の整備

水田及び水路にゲートを設置することにより、大雨時に下流に流れる量を軽減した。

■調整池の整備

調整池を整備したことにより、下流の浸水被害を防ぐことができた。

■雨水ポンプ場の整備

宮前ポンプ場を整備したことにより、浸水常襲地区の浸水被害を防ぐことができた。

## ○市町村による取組施策実施内容<西尾市>

### ■小学校防災講話



· 実施場所: 東幡豆小学校

・実施日: R5.5.25

・参加者:市、小学校

## ■吉良フェス



• 実施場所: 吉良中学校

· 実施日: R5.5.26

・参加者:市、中学校



市、消防本部職員により、災害時における避難所運営訓練

を実施いたしました

## ■中学校防災講話



• 実施場所: 幡豆中学校

・実施日: R5.6.2

・参加者:市、中学校

## ■防災講演会



• 実施場所: 幡豆中学校

・実施日: R5.10.6

・参加者:市、中学校



名古屋地方気象台から講師を 招き、気象情報や災害規模に ついて学びました。

## ■災害クッキング講座



• 実施場所: 幡豆中学校

· 実施日: R5.10.29

•参加者:市、中学校



防災教育アドバイザーの講師 を招き、災害時における調理 について学びました。

## ○市町村による取組施策実施内容<西尾市>

・実施日:R5.11.5

■総合防災訓練



本部、自主防災会等多数の関係機関の参加により総合防災訓練を実施しました。

本部、自主防災会、協定機関他

・参加者:国交省、自衛隊、市、消防

## ○市町村による取組施策実施内容<西尾市>

### ■中学生HUGゲーム







• 実施場所: 幡豆中学校

・実施日: R5.11.6

・参加者:市、中学校

HUGゲームを通じて避難所 の運営について学びました。

#### ■避難所運営ゲーム(HUG)

静岡県が平成19年に開発した「避難所運営ゲーム(HUG)は、カードを使い、 机の上で気軽に避難所運営を模擬体験することができるゲーム

#### <避難所HUG>

静岡県地震防災センター

http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/index.html

<県政お届け講座(避難所運営ゲーム(HUG)って何?)> 「避難所運営ゲーム」の講座担当:愛知県防災局災害対策課 http://www.pref.aichi.jp/0000036522.html

## ○市町村による取組施策実施内容<高浜市>

■水防訓練

■出前講座





• 実施場所:市内

• 実施日:令和5年5月21日

•参加者:市民、市、消防団

・実施場所:町内会館、小学校など

・実施日:令和5年6月13日他

・参加者:町内会員、小学生など

#### ■水防訓練

- ・市民、市及び消防団で連携し、土のうづくり訓練等を実施しました。
- ・消防団による水門閉鎖訓練を実施しました。

#### ■出前授業

・防災マップやマイ・タイムラインについて出前授業を実施しました。

## ○市町村による取組施策実施内容<豊明市>

## ■豪雨災害訓練

<訓練概要>

開催日時 : 令和5年6月25日(日) 午前8時~11時

2 参加機関 : (地域) 東沓掛区、大久伝区、中島区、阿野区、

大脇区、吉池区、三崎区、間米区

(要配慮者利用施設) ファミリアおおくて、豊明苑

(その他) 尾三消防本部、豊明市消防団

3 参加者数 : 約46名

4 訓練内容 : ・水位、避難情報等の情報伝達訓練

土砂災害警戒情報等の情報伝達訓練

・要配慮者利用施設における避難訓練



## ■水防法に基づく要配慮者利用施設の避難訓練実施の促進

<取組概要>

1 実施時期 : 令和5年4月

2 実施内容 : 浸水想定区域に該当し、地域防災計画で定められた要配慮者利用施設に対し、

水害を想定した避難訓練を実施するよう案内を送付。

※避難確保計画は令和4年度に策定済み(説明会、個別訪問の実施)。

## ○令和5年6月2日の大雨での取組内容<豊明市>

# ■チャット機能を利用した現場との情報共有

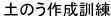
民間企業が提供するチャット機能を利用し、スマートフォンで現場と本部員との情報共有を行った。

現場の位置情報や画像を共有することができた。

## ○市町村による取組施策実施内容<みよし市>

## ■水防訓練







大型土のう設置訓練

• 実施場所:境川左岸

・実施日:令和5年5月14日

·参加者:消防、市職員、企業、区長

#### ■水防訓練

境川で尾三消防により積み土のう工法及び月の輪工 法の訓練指導を受けました。また、大型土のう設置訓練 も行いました。

## ■マイ・タイムライン作成

もしものときの行動計画を事前に作成するマイ・タイム ラインを作成し、令和5年9月に市内全戸配布を行いま した。

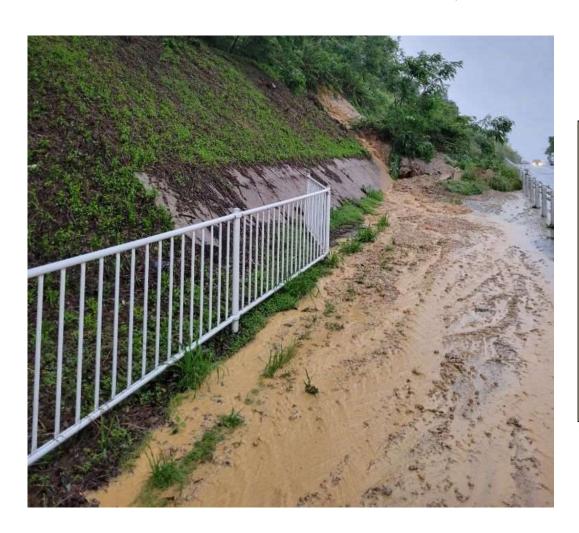
## ■マイ・タイムライン作成





## ○令和5年6月2日の大雨での取組内容<みよし市>

## ■県道のり面土砂災害の県との共同対応



みよし市内県道ののり面から土砂が道 路上に流出していた。流出先は歩道のみ であり、幸い巻き込まれたり、ケガをした 市民はいなかった。

初動対応として、市役所職員で歩道の 通行止めを行い、警察と愛知県と連絡を 取り合いながら対応を進めた。

他にも畑ののり面が崩壊するなどの被害があったが、6月2日のうちに市役所職員で対応することができた。

## ○市町村による取組施策実施内容〈東郷町〉

### ■東郷町水防訓練





· 実施場所:愛知県道57号線高架下

• 実施日:6月28日

•参加者:町

### ■防災教育の実施





・実施回数:4回(うち水防関連団体は4回)

・参加者:自主防災組織(3回)、小学校児童(1回)

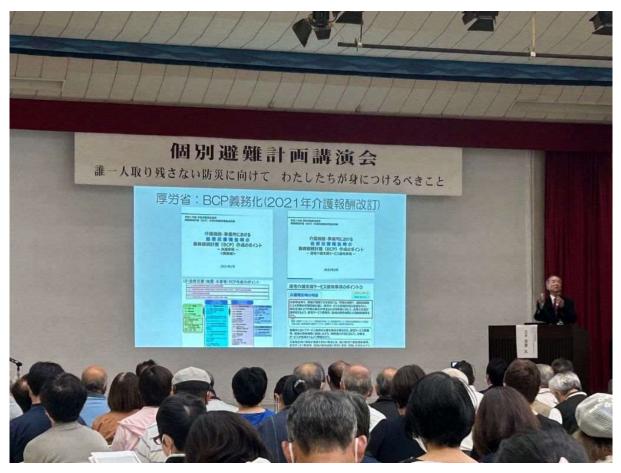
#### ■防災教育

ハザードマップを使用し、町内の危険個所や水害実績、豪雨時の行動などについて講話を実施しました。

■東郷町水防訓練 若手職員を対象に土のう作成の訓練を実施しました。

## ○市町村による取組施策実施内容〈東浦町〉

#### ■防災講演会



講演会の様子

・実施場所:東浦町文化センター ・実施日:令和5年10月7日(土)

・参加者:自主防災会員、防災ボランティア団体

一般申込者等、町職員

同志社大学社会学部教授 同志社大学インクルーシブ 防災研究センター センター長 立木 茂雄氏を講師と して迎え、「個別避難計画講演会 今から備えよう 誰 一人取り残さない防災に向けて わたしたちが身につ けるべきこと」というテーマで講演会を実施しました。

## ○市町村による取組施策実施内容<幸田町>

## ■防災研修会



災害対策研修会

• 実施場所:幸田町役場4階

• 実施日: 令和5年5月24日

•参加者:区長

地域安全女性推進員
災害情報地区調査員

MCA無線機操作訓練

出水期に備えるため、参加者 に対して操作研修を実施しま した。

## ■防災リーダー養成研修



防災リーダー養成研修の様子

・実施場所:幸田町役場4階

・実施日:令和5年7月16日

・参加者:自主防災会役員 女性消防クラブ員

別府市防災総合連携官 村野淳子氏を講師とし て迎えて、講演会を実 施しました。

## ■災害時避難行動要支援者支援訓練





訓練時の様子

• 実施場所: 芦谷公民館

・実施日:令和5年8月6日

•参加者:芦谷区住民、避難行動要支援者、幸田町

#### ■防災研修会

幸田町職員による出水期に想定される災害や、台風 接近時等の安全確保についての防災研修会を実施 しました。

■防災リーダー養成研修

別府市防災総合連携官村野淳子氏による講演の後、感染症に配慮した避難所運営訓練を実施しました。

■災害時避難行動要支援者支援訓練個別避難計画(案)に其づき、訓練に参

個別避難計画(案)に基づき、訓練に参加した地域 住民による、避難行動要支援者の支援訓練を実施 しました。

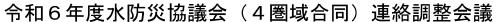
# 今後のスケジュールについて

## 今後のスケジュールについて

### 今回開催

## 【令和6年5月13日】第11回水防災協議会

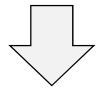
- 出水期前の体制確認について
- 取組方針のフォローアップについて



- •第1回:令和6年10月頃予定※
- •第2回:令和6年12月頃予定※
  - ※必要に応じて開催

取組方針のフォローアップ調査

### 【令和7年3月頃予定】第11回水防災協議会幹事会



【令和7年5月頃予定】第12回水防災協議会

#### 矢作川圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、矢作川圏域水防災協議会(以下「協議会」という。)という。なお、協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川の能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、矢作川圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

#### (協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表-1のとおりとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。
  - 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
  - 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り 組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
  - 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

#### (協議会の構成)

- 第5条 協議会は、別表-2の職にある者をもって構成する。
  - 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
  - 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に 応じて別表-2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めるこ とができる。
  - 4 会長は、会長代行を指名することができる。

#### (幹事会の構成)

- 第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
  - 2 幹事会の構成は、別表-3の職にある者をもって構成する。
  - 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
  - 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に 応じて別表—3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めるこ とができる。

#### (分科会の設置)

- 第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。
  - 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
  - 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

#### (会議の公開)

- 第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
  - 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

#### (協議会資料等の公表)

第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人の プライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

#### (事務局)

- 第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
  - 2 事務局は、愛知県建設局河川課、尾張建設事務所河川整備課、知多建設事務所河川港湾整備課、西三河建設事務所河川港湾整備課、知立建設事務所河川整備課、豊田加茂建設事務所河川整備課が務める。

#### (雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。 本規約は、平成29年 5月22日から実施する。 本規約は、平成29年10月12日から実施する。 本規約は、令和元年 5月23日から実施する。 本規約は、令和3年 1月28日から実施する。 本規約は、令和3年5月14日から実施する。本規約は、令和4年6月21日から実施する。本規約は、令和5年4月27日から実施する。

別表―1 協議会の対象河川

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名	
	矢作川			伊保川		(二)前川	前川	
	鹿乗川			広見川			江添川	
	西鹿乗川			加納川		(二)猿渡川	猿渡川	0
	矢作古川	0		御船川			下り松川	
	広田川	0		力石川			吹戸川	
	須美川			飯野川			割目川	
	安藤川			犬伏川			森前川	
	占部川			木瀬川			石田川	
	砂川			大平川			境川	0
	柳川			阿摺川			逢妻川	0
	相見川			李川			恩田川	
	尾浜川			田代川			発杭川	
	赤川		(一)矢作川	介木川			後川	
	스川	0		阿妻川			流れ川	
	伊賀川			赤羽根川		(二)境川	水干川	
	山綱川			丸草川			逢妻男川	
	竜泉寺川			明智川			逢妻女川	0
	鉢地川			段戸川			布袋子川	
	男川			小田木川			岡田川	
(一)矢作川	夏山川			富永川			五箇村川	
	鳥川			名倉川			石ヶ瀬川	
	乙女川			入山川			鞍流瀬川	
	雨山川			黒田川			砂川	
	家下川			平林境川			明神川	
	青木川			野入川			皆瀬川	
	真福寺川		(二)拾石川	拾石川			正戸川	
	巴川		(二)八幡川	八幡川			井堰川	
	郡界川		(二)鳥羽川	鳥羽川			茶屋川	
	滝川		(二)矢崎川	矢崎川			若王子川	
	仁王川		(二)北浜川	北浜川			前川	
	足助川		(-)16199/11	二の沢川			小石川	
	神越川		(二)蜆川	蜆川			井守川	
	大見川		高浜川			新寺田川		
	野原川		(二)高浜川	稗田川			阿野川	
	大桑川			油ヶ淵			明徳寺川	
	安永川			新川		(二)豆搗川	豆搗川	
	加茂川			長田川		(二)須賀川	須賀川	
	市木川			半場川				
	籠川	0		朝鮮川				
	水無瀬川			東隅田川				

対象河川数:117河川

凡例 ◎:洪水予報河川、○:水位周知河川

別表—2 矢作川圏域水防災協議会 会員

	構成員
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	岡崎市 市長
会員	碧南市 市長
会員	刈谷市 市長
会員	豊田市 市長
会員	安城市 市長
会員	西尾市 市長
会員	大府市 市長
会員	知立市 市長
会員	高浜市 市長
会員	豊明市 市長
会員	みよし市 市長
会員	東郷町 町長
会員	東浦町 町長
会員	幸田町 町長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	愛知県 西三河建設事務所 所長
会員	愛知県 知立建設事務所 所長
会員	愛知県 豊田加茂建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方気象台 台長
会員	国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所 所長
会員	中部電力株式会社 愛知水力センター 越戸水力制御所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

別表—3 矢作川圏域水防災協議会幹事

		 構成員	
幹事長	愛知県 建設局	河川課長 ※(担当課長)	
副幹事長	愛知県 防災安	全局 防災部 災害対策課長	
		(防災担当)	(治水担当)
幹事	岡崎市	市民安全部長	土木建設部長
幹事	碧南市	市民協働部長	建設部長
幹事	刈谷市	生活安全部長	水資源部長
幹事	豊田市	地域振興部長	建設部長
幹事	安城市	危機管理監	建設部長
幹事	西尾市	危機管理局長	建設部長
幹事	大府市	市民協働部長	水と緑の部長
幹事	知立市	危機管理局長	建設部長
幹事	高浜市	都市政策部長	
幹事	豊明市	市民生活部長	経済建設部長
幹事	みよし市	総務部長	都市建設部長
幹事	東郷町	総務部長	都市環境部長
幹事	東浦町	総務部長	建設部長
幹事	幸田町	総務部長	建設部長
幹事	愛知県 尾張建	設事務所 河川整備課長	
幹事	愛知県 知多建	設事務所 河川港湾整備課長	
幹事	愛知県 西三河	建設事務所 河川港湾整備課	長
幹事	愛知県 知立建	設事務所 河川整備課長	
幹事	愛知県 豊田加	茂建設事務所 河川整備課長	
幹事	愛知県 尾張県	民事務所 防災安全課長	
幹事	愛知県 知多県	民事務所 県民防災安全課長	
幹事	愛知県 西三河	県民事務所 防災安全課長	
幹事	気象庁 名古屋	地方気象台 防災管理官	
幹事	国土交通省 矢	作ダム管理所 建設専門官	
幹事	中部電力株式会	·	水力制御所 専門課長
オブザーバー	国土交通省 中	部地方整備局 豊橋河川事務原	所 調査課長

※幹事長が不在の場合は()の者が幹事会の運営、進行を行う。

## 愛知県公式LINE「愛知県」

県内の防災情報やイベント情報など、県政情報やお役立ち情報などを発信。 令和5年12月1日以降、レイアウトを変更し、防災情報をTOP画面に掲載している。

画面イメージ

「愛知県防災Web」の公開状況



## 愛知県公式LINE「愛知県」

## ■情報発信のタイミング

以下の場合に、災害時の情報発信を行っている。

- (1)台風等の説明会を気象台が開催した場合。
- (2)警戒レベル5相当の情報が発表された場合。
- (3)上記の他、情報発信が必要と認められる場合。

## ■発信する際の文例

情報種別	文例
(1)台風情報	愛知県では大型で強い台風〇号の影響で、×日からうねりを伴って波が高く、外海でしけや大しけとなる可能性があります。また、×日からは警報級の大雨となる可能性があります。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水に警戒してください。また、冠水した道路には進入せず、必ず迂回してください。
(2)大雨情報	愛知県では、×日から△日にかけて、〇〇の影響で南から湿った空気が流れ込むため、梅雨前線の活動が活発となり、警報級の大雨となる所がある見込みです。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水に警戒してください。また、冠水した道路には進入せず、必ず迂回してください。
(3)大雪情報	愛知県では、×日から△日にかけて、強い冬型の気圧配置となり大雪となるおそれがあります。路面の凍結、集落の孤立、着雪による停電や倒木に十分注意してください。また、積雪に伴い道路が通行止めになることがあります。
(4)警戒レベル5相当	※[]内は例示 【命の危険 直ちに安全確保!】 [〇〇地方/〇〇市]で[大雨特別警報/キキクル(危険度分布)「災害切迫」(黒)/氾濫発生情報/緊急安全確保]が[発表/発令]されました。 命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 予定していた避難場所への避難が危険な場合には、自宅の上の階や、崖から離れた部屋に移動するなど、その場でとることができる少しでも身の安全を確保するための行動をとるようにしましょう。